第１８２回

近畿地方交通審議会

神戸船員部会議事録

令和５年１１月２４日

神戸運輸監理部

［第１８２回　近畿地方交通審議会　神戸船員部会議事録］

１．日　時　　令和５年１１月２４日（金）　１５時３０分から
２．場　所　　神戸運輸監理部　調停室
３．出席者
（公 益 委 員）奥見部会長、櫻庭委員（欠）、渕委員、石黒委員（欠）
（労働者委員）浦委員、和田委員、中野委員
（使用者委員）南委員、加藤委員（欠）、小林委員
（運輸監理部）馬谷海事振興部長、大山海事振興部次長
　　松村海上安全環境部調整官（欠）
（事　務　局）大當船員労政課長、江川船員職業安定係
４．議　事
（１）　管内の雇用状況等について
（２）　船員に関する特定最低賃金の改正について
（３）　その他
５．閉　会

［　議　事　概　要　］

海事振興部次長

定刻前ですが、皆様おそろいになられましたので、第１８２回　近畿地方交通審議会神戸船員部会を開催します。

部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

部会長

皆様、本日も簡潔な議事運営にご協力をお願いします。

それでは、事務局から委員の出欠状況及び資料の確認をお願いします。

海事振興部次長

本日は、公益委員２名、使用者委員１名が所用により欠席されておりますが、運営規則に定める公労使委員各１名以上並びに全委員の過半数出席を充たしておりますので、本部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の配布資料のご確認をお願いいたします。

資料、上から

・議事次第
・資料１　第１８１回神戸船員部会議事録（案）
・資料２　神戸管内の船員職業紹介実績（１０月分）
・資料３　全国の職業紹介実績（９月分）
・クリップ留め　船員最低賃金関係資料
・ダブルクリップ留め　神戸船員部会情報
・１月以降の部会開催日程案

本日の資料は以上となっておりますが、過不足等ございませんでしょうか。

部会長

それでは、議事に入ります。まず初めに、第１８１回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。お手元に配布されています、「資料１」の議事録をご確認ください。（案）のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題１の「管内の雇用状況等について」、船員労政課長から、説明をお願いします。

船員労政課長

それでは、資料２に基づいて、神戸管内の船員の雇用状況等について簡単にご説明いたします。

１０月期の新規求人件数は３０件で、前月差＋６件、前年同月差マイナス１２件、月間有効求人件数は８７件で、前月差マイナス３件、前年同月差マイナス３０件でした。

新規求職件数は８件で、前月差マイナス８件、前年同月差マイナス１１件、月間有効求職件数は２９件で、前月差マイナス８件、前年同月差マイナス５件でした。

ちなみに、新規求職者の平均年齢は５６．７歳、月末有効求職者の最高年齢は７４歳です。

次に、求人側から見た成立件数は１件、求職側から見た成立件数は４件でした。詳細は、４ページにあります管内取扱求人者の成立一覧表をご覧ください。

１０月の月間有効求人倍率は３．００倍で、前月比０．５７ポイント、前年同月比ではマイナス０．４４ポイントでした。

１ページ飛ばしていただきまして、管内の求人・求職・成立の内訳をご覧ください。新規求人３０件の内訳をご報告します。職員が２５件、部員が５件、船種別では、タンカーを含む貨物船が２８件、漁船（漁業調査船）が１件、その他船舶の求人が１件でした。甲機別では、甲板部の求人が１８件、機関部の求人が１０件、事務部（司厨員）の求人が２件でした。

次に、新規求職者８名の内訳をご報告します。職員が７名、部員が１名、船種別では、タンカーを含む貨物船が７名、その他の船舶を希望する方が１名でした。甲機別では、甲板部が４名、機関部が４名、年齢構成としては、３０歳代は２名、４０歳代は１名、５０歳代は２名、６０歳以上は３名でした。

続きまして、次のページにある新規求職者年代別離職理由をご覧ください。求職者の離職理由のうち、本人都合は３名、乗船中の方は５名おられました。

５ページにある紹介状況につきましては、後ほどご覧ください。

１０ページ、資料２の最後です。雇用保険失業等給付について、前月末現在の受給者は、なし、１０月の新規受給者は５名です。減少は３名で、就職決定によるものとなります。

１０月中の受給者数は２名で、基本手当の支給額は、２４８，６４５円支給しました。その他、就職促進給付等の支払はありませんでした。

次に、資料３をご覧ください。こちらは、本省海事局が取りまとめた全国の船員職業紹介実績一覧表になります。全国の船員の９月分の実績は、新規求人件数が１，２６３件、新規求職件数が２４６件、有効求人倍率は４．２２倍で、前月比＋０．０３ポイントでした。これに対し、厚生労働省がとりまとめた陸上職８月分の有効求人倍率の全国値は１．２９倍で前月と同水準でした。ちなみに、兵庫県の就業地別の有効求人倍率は、１．１５倍、前月から＋０．０１ポイント、４ヶ月ぶりに増加しました。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

部会長

質問してもよろしいですか。資料２の６ページと書いてあるところで、漁業調査船が新規求人で１とあったと思うんですけれども、漁船の調査船というのはどういったものか教えていただいてよろしいでしょうか。これは有期の期間の求人をされていることになりますか。

船員労政課長

甲板員を募集されておりまして、航路は瀬戸内全域になっています。常用雇用で募集されています。

部会長

調査を瀬戸内全域で、常用雇用で、期間なしで募集されていると。

船員労政課長

期間なしです。

部会長

これは何の調査をされるんですか。漁船の調査？

労働者委員

この調査船、この場合たぶんそうだと思うんですけど、漁船を取り締るほうですね。

労働者委員

取締船ということは密漁とかそういう方向の取締船になります。

船員労政課長

申し訳ありません。調査船ではなく、漁業取締船の間違いです。失礼しました。

部会長

ありがとうございます。取締船というのはわかりました。調査を漁業でされるのかと思いまして。取締船を調査する、いわいる取締船が調査船、そういう理解でよろしいでしょうか。

労働者委員

水産庁で直接雇用の方なのか、内航会社に運行委託して、そこの船員さんの募集なのか、どっちですか。

船員労政課長

委託されているほうです。直ではないです、

労働者委員

普通の内航会社ですね。委託されて運航されているところの船員さんですね。

部会長

わかりました。ありがとうございます。あともう一点だけ。資料２の１０ページのところで、現在の受給者が２名、それで本月支給が２４８，６４５円。残り２名に対して２４８，６４５円。いつも見てる金額に比べて、ちょっと低いかなと思って質問しています。

船員労政課長

お２人合わせて２４８，６４５円になります。

部会長

１人当たり１２万とかそういう。

海事振興部次長

お２人ともに初回受給のため、支給対象期間がひと月間まるまるではなく短い期間だったのだと思います。

部会長

わかりました。１ヶ月ないっていう理解でよろしいですかね。わかりました。ありがとうございます。他に質問等ありますでしょうか。

他にないようでしたら、議題（２）「船員に関する特定賃金の改正」に移ります。

先ず、神戸内航最賃部会の報告、全国の審議状況の確認等を行い、その後、「神戸漁業最賃専門部会の労働者委員としての全日海参画について」の審議に移りたいと思いますが、皆さま、よろしいでしょうか。

（異議なし）

部会長

なお、内航最賃部会は、議事録を全部非公開とした上で、審議しておりますので、

神戸船員部会・運営規則第１０条により、船員部会の議事録についても、最賃部会の審議及び結果に係る部分は、非公開といたします。

それでは、１１月６日に開催されました「神戸内航最低賃金専門部会」については、私が専門部会長に選任されましたので、同部会における調査・審議等の状況を簡単に報告させていただきます。

（内航最賃部会概要報告）

それぞれの最賃部会に出席されていた労働者・使用者委員の方からの補足説明、また、報告に対する質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

部会長

よろしいでしょうか。では、事務局から、「最低賃金の改正」に係る報告等があればお願いします。

海事振興部次長

議事録の一部非公開につきまして、承知いたしました。

それでは、今年度の最低賃金の改正に係る、全国及び地方局における、現在の状況等を説明させていただきます。

「資料４」「令和５年最低賃金審議等状況」をご覧ください。前回船員部会以降の変更部を赤字にて記載しておりますが、最上段の「全国」で「内航・旅客」について、１１月１４日に答申がされた他、漁業の「かつお・まぐろ」が１１月１日開催の第２回専門部会において、４，０００円引き上げることで決着しております。

各地方局については、近畿・神戸漁業「沖合底引き網」の改正額の他、各局の委員指名、最賃部会の開催日などを追記しております。

次に、「資料５」神戸最賃部会日程表について、「内航部会」の第２回日程が１２月１日から１２月４日に変更されましたので、情報共有として付けております。

なお、該当する委員の封筒には、「第２回の内航専門部会」開催案内文書を入れておりますので、ご確認をお願いいたします。また、来週１１月２８日には、第１回海上旅客最賃部会が開催されますので、ご指名の公・労・使委員におかれましては、ご出席を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

「船員に関する特定賃金の改正」についての報告は以上となります。

部会長

ただ今、事務局から「船員に関する特定賃金の改正」について報告ありましたが、委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。

労働者委員

資料４は、左の上の１１月１日ですか。

海事振興部次長

１１月１７日時点です。今現在、本省から提供のあった１番新しいものです。

部会長

よろしいでしょうか。それでは、継続審議となっております「神戸漁業最賃専門部会の労働者委員としての全日海参画」についての審議に移りたいと思います。この件に関しましては、前回の船員部会で、「一旦持ち帰り、再検討する」ということになりましたが、事務局から追加資料があるそうですので、説明をお願いします。

海事振興部次長

前回部会において、事務局資料とした「過去５ヶ年についての沖合底引き網漁業に係る、但馬地域全体での各年・月別の支給最高額、最低額」について、労働者委員から「最低額に該当した者の人数」は分からないかとの質問がありましたので、少し詳細な資料を用意しました。「事務局資料１」をご覧ください。

（事務局資料１説明）

次に「技能実習制度・特定技能制度の見直し」と記載された資料をご覧ください。これは、部会終了後に公益委員から「外国人技能実習制度の見直し」に関する資料はないかとのご意見を頂戴しましたので、ネット上で入手できる範囲ではありますが、この資料を用意いたしました。

本資料については、両制度の係る検討の経緯、有識者会議による「中間取りまとめ」、検討に関する「政府方針」に併せて、最新１１月１５日の第１５回有識者会議での最終報告書のたたき台資料を付けております。

なお、本資料につきましては、説明出来る立場にございませんので、誠に勝手ながら内容の説明につきましては、ご容赦願います。

追加の資料説明につきましては、以上です。

部会長

ありがとうございます。ただ今、事務局から追加資料の説明がありましたが、それも含めまして、継続審議に係るご意見・ご質問等がありましたらお願いします。

（特になし）

部会長

そうしましたら表決をどうするかという話があって、それぞれ持ち帰るという話があったと思うんですけれども、本日、公益の委員２名欠席になっており、新しい資料も配布もされているので、次回以降にこの件を判断したほうがいいかと部会長として思うんですけれどもいかがでしょうか。

（異議なし）

部会長

追加資料も出ていますのと、公益側が２名欠席しているので、本日はこれを継続審議ということでお願いしたいと思います。

それでは、議題（３）「その他」に移ります。委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。公益委員の方はいかがでしょうか。

（特になし）

部会長

労働者委員はいかがでしょうか。

労働者委員

資料ですが、神戸船員部会情報、プレスリリース、国交省のパブリックコメント。これにもう一つあるのかなと思いますけれども、海上運送法の施行規則等一部改正する省令、第１０条、第９条の６の２と、行政手続法のこういったものがでているようですけれども。

海上運送法が数多くここにでているのですけれども、一体どういう風になっているか、さっぱりわからないので、一度局の方でまとめていただくなり、説明いただかないと、パブリックコメントの全容がよくわからないというのが実情だと思います。

昨年１１月にも説明いたしましたが、旅客船の規制緩和は、「海上運送法の一部改正案」が１９９９年６月４日に可決成立、６月１日に交付され、改正法では需給調整規制の廃止と環境整備のための措置を講ずることとし、２０００年１０月１日から施行され、一般旅客定期航路事業にかかる需給調整規制を廃止、免許制から許可制に改正され、運賃は、認可制から、届出制に改正、事業の廃止や中止は許可制から届出制、３０日前までの改正、ダイヤの変更は認可制から届出制に改正されました。

これらの改正理由として、旅客船事業の事業活動の自由度を高め、市場原理に基づく自由競争を促進することにより、効率化、活性化を図るとともに、事業者自らの創意工夫による多様で高度なサービスの提供を促進することが必要であるとして、規制緩和が行われましたが、知床の事故を起因とした「旅客船の総合的な安全・安心対策」では、事業許可更新制度の創設や登録制などの改正が行うとしたものでしたが、現在

の進捗状況について、わかりやすくご説明いただきたい。今日のパブリックコメント自体がその内容になると思うが、新旧対照表がないとちょっとわかりにくいと思います。

また、個人的に一定の航路に旅客船１３名以上の旅客定員を有する船舶を就航させて人の運送をする事業を行う場合は、航路ごとに許可をうけなければなりませんが、現在「人の運送をする内航不定期航路事業」の事業形態を併用すれば、許可地点を起点、終点とする航路は、年３日以内は許可を取る必要なく、届出で済ませせることができます。安全を前提に「旅客船の総合的な安全・安心対策」を考慮するのであれば、年３日以内の届出運航についても何らかの規制が必要と考えますが、何か改正の動きがあれば教えていただきたいと思います。

何はともあれ今回ここの情報にありますように、海上運送法関係、相当数のパブリックコメントが出ております。一度局の方でこういったことをやっていると、整理をしてもらわないと、羅列されてもたぶん誰もわからないんじゃないかと思います。今日のことで整理できないかと思いますが、ぜひご検討よろしくお願いします。

以上です。

部会長

使用者委員いかがでしょうか。

（特になし）

部会長

行政はいかがでしょうか

海事振興部次長

先ほどパブリックコメントに対して、ご意見をいただいたのですが、すみませんが、パブリックコメントはそれぞれの問い合わせ先が書かれていると思いますので。

労働者委員

そっちへいけと。

海事振興部次長

そうですね。そちらで確認していただく方が間違いないのではないかということで、ご理解をいただきたいと思います。今回はまとめて出てきており、また分かる範疇で調べて、こちらで皆さんにわかりやすく提供できる形がとれるか検討してみたいと思いますが、基本的にはパブリックコメント毎に原課も違いますので、それぞれに問い合わせいただくのが間違いないものと思います。

次に、船員部会情報について報告をさせていただきます。最初に本省プレスとして、

１１月２０日、海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令、関係政令の整備及び経過措置に関する政令が閣議決定されたとの記事となります。また、この閣議決定等にも関連しまして、知床遊覧船事故による「旅客船の総合的な安全・安心対策」の具体的な実施に係る、多数の意見募集、先ほどのパブリックコメントが出されておりますので、付けております。

以降は、毎回同様のスクラップ記事、９月分の内航海運輸送動向、１０月分の月例経済報告となりますので、後ほどご確認いただけましたら幸いです。

続きまして、年明け令和６年１月から４月（第１８４回～１８７回）の船員部会の開催日程（案）についてご覧ください。これまで同様に毎月第４金曜日を基本としますが、２月（第１８５回）部会については、休日となりますので、前日の２２日（木）を提案いたしますが、皆さまのご都合等は如何でしょうか？

なお、本日ご欠席の委員様には、事前に日程案を提示し、概ねご了承をいただいていること申し添えます。皆さま、今現在のご予定ではいかがでしょうか。

（問題なし）

海事振興部次長

それでは、年明け１月から４月までの日程につきましては、この案で予定していただければと思います。また開催案内を出す段階になって、皆さんのご都合が悪い、成立が危ういということであれば、日程変更させていただきますので、よろしくお願いします。事務局からは以上です。

部会長

新年１月以降の部会開催日程について、委員の皆さま、よろしくお願いします。

労働者委員から質問のあった分がプレスリリース、パブリックコメントが複数あって、それを確認するにはここのプレスリリースの問い合わせ先に確認する。そういう理解でよろしいでしょうか。

労働者委員

説明してくれと伝えたら、拒否されたので。

部会長

膨大な分がでているので、労働者委員の方でも一度見ていただいて、もしさらにそれでも追加ということであれば、また次回に質問いただければと思います。

労働者委員

後で言った、年３回の届出運航の件は意見でいいです。こういう意見がありましたと。

海事振興部次長

承知いたしました。

労働者委員

一方で規制して、一方で緩めたのでは、埒が明かないので。

部会長

それでは進行を事務局にお返しします。

海事振興部次長

部会長、議事進行ありがとうございました。それでは、本日の部会は、これにて終了させていただきます。

次回の船員部会は、１２月２２日（金）１５時３０分からこの場で開催しますので、よろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。